

査 答 申 情 第 9 号

平成 20 年 10 月 16 日

生駒市長 山 下 真 殿

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会

会長 石 田 榮 仁 郎

公文書の部分開示決定に対する不服申立てについて（答申）

平成 20 年 4 月 22 日付け生広第 1 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

「（１）広報いこまの印刷等契約及びその入札に関する起案文書 （２）広報紙配布集計表（平成19年4月～平成20年3月1日）」の部分開示決定に対する異議申立て事案

（諮問情第 9 号）

答 申

第1 審査会の結論

生駒市長（以下「実施機関」という。）が、(1)広報いこまの印刷等契約及びその入札に関する起案文書（平成14、15、16、17、18、19年度）、(2)広報紙配付集計表（平成19年4月～20年3月1日）（以下「本件公文書」という。）につき、部分開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、生駒市情報公開条例（平成9年12月生駒市条例第26号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づく開示請求に対し、実施機関が平成20年3月13日付けで行った本件公文書の部分開示決定について、その処分を取り消し、本件公文書の開示を求めたものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立人からの意見書の提出及び意見陳述がともになされなかったため、異議申立書によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 情報公開の「原則開示」の趣旨に反する。
- (2) 情報公開条例を実施機関が恣意的に運用することにより、条例の本旨をねじまげるもので、違法である。
- (3) 生駒市の広報紙の発行及び配布に係る事務の必要性、有効性を知るために、全部開示を求める。

第3 実施機関の説明要旨

実施機関が、本件公文書の部分開示決定理由説明書及び口頭意見陳述において説明している本件決定の理由は、概ね次のとおりである。

1 本件異議申立てについて

本件異議申立ては、「『広報いこま』発行の根拠を証する規程及び文書、同発行の必要性を証するもの（起案等）と有効性を証するもの、及び発行費用、発行部数、配付範囲並びに必要性を証するもの。」との開示請求に対し、実施機関が行った原処分について、不開示部分の開示を求めてなされたものである。

## 2 広報紙及び広報紙の配布について

広報課で制作している「広報いこま」は、広報事務取扱規程第6条の規定により、市政に関する事項等を市民に広報するため、広報紙を毎月1日、15日に発行することとなっている。この「広報いこま」により、市民に市政の動向、市の行事、まちの話題、市民が利用するお知らせなど、市民に多様な情報がタイムリーに提供されている。これは、公正で開かれたまちを実現するために市民に市政に関する情報を提供することによって、説明責任を果たし、市政への信頼と理解を深めてもらうとともに、自分が住み、納税しているいこま市政について市民の「知る権利」を保障するものである。

また、広報紙の配布は、自治会の協力によって行われていて、自治会未加入者を除き、各家庭に配布している。

## 3 本件公文書について

本件公文書「広報いこまの印刷等契約及びその入札に関する起案文書」には生駒市広報紙の校正・印刷・製本・仕分・配送等を請負う業者選定に係る印刷物単価契約書、開札録、予定価格書、入札書、委任状、入札辞退届等が添付されており、入札参加業者の代表者氏名、印影、入札者（代理人）氏名、印影、営業担当者の氏名等が記載されている。又本件公文書「広報紙配付集計表」は広報紙を配布するための業者への連絡用として、広報配付担当者等から報告を受けた内容が記載されており、配付先の自治会名、マンション名、住所、氏名、電話番号、配付部数その他配付に当たっての注意事項等が記載されている。

## 4 実施機関の理由説明要旨について

本件公文書は、生駒市情報公開条例第6条第2号に該当するため一部を不開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

### (1) 原処分において不開示とした部分について

ア 広報いこまの印刷等契約及びその入札に関する起案文書のうち、代理人（受任者）の印影、従業者の氏名

イ 広報紙配付集計表のうち、自治会長等の住所・電話番号、広報配付担当者、世話人等の住所・氏名・電話番号、管理人の氏名・入館キーの暗証番号

### (2) 条例第6条第2号該当性について

法人の代表者名及び印影については、法人に関する情報であり、商業登記簿で誰でも閲覧できる情報であるが、代理人の印影及び従業者の氏名は

個人に関する情報であり、特定の個人が識別され得るため、本号に該当する。

次に、広報紙の配付先の個人の住所、氏名、電話番号等は個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別される情報であるため、本号に該当する。

ただし、本件公文書の自治会長の氏名については、本号ただし書イの「公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」として開示している。又、入札代理人の氏名及び管理人の電話番号については、法人等の情報として開示しているものである。

#### 第4 審査会の判断

審査会は、異議申立ての対象となった公文書並びに実施機関及び異議申立人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 本件公文書について

本件公文書は、「広報いこま」の校正・印刷・製本・仕分・配送等に係る請負業者の選定のための起案文書と、広報紙を配布するために自治会や広報配布担当者等から報告を受けた内容が記載された広報紙配付集計表である。起案文書には、印刷物単価契約書、開札録、予定価格書、入札書、委任状、入札辞退届等が添付されている。

##### 2 条例第6条第2号の該当性について

(1) 条例第6条第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。」を不開示情報として規定している。また、条例第6条第2号ただし書は、「ア 法令等の規定により、何人でも閲覧できるとされている情報」「イ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」「ウ 公務員等・・・の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職及び氏名」「エ 法令等の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに類する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示をすることが公益上必要であると認められるもの」のいずれかに該当する公文書は、本号本文に該当する場合であっても開示しなければならない旨規定している。

(2) これを本件公文書について検討すると、不開示とされた4(1)アの代理人(受任者)の印影、従業者の氏名、4(1)イの自治会長等の住所・

電話番号、広報配付担当者、世話人等の住所・氏名・電話番号、管理人（住み込み）の氏名・入館キーの暗証番号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る個人情報である」ことから、本号本文に該当すると認められる。

なお、代理人（受任者）の氏名については、法人の委任を受け、当該法人のために行う入札に関する行為は、法人の行為そのものと評価される情報であるため、法人等に関する情報に該当すると認められる。

また、自治会長の氏名は、一般に公表されている情報であり、本号ただし書きの「公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」に該当し、又管理人（管理人室）の住所・電話番号は、法人等の情報であり、かつ一般に公表されている情報に該当するとして開示したものである。

(3) 上記(2)で本号本文に該当するとした情報については、いずれも本号ただし書きからエのいずれにも該当しない。

### 3 結論

以上のとおり、実施機関が、本件公文書を条例第6条第2号に該当するため、部分開示とした決定は、妥当である。

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成 20 年 4 月 22 日	○ 実施機関から諮問を受けた。
平成 20 年 5 月 7 日	○ 諮問の報告
平成 20 年 5 月 20 日	○ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成 20 年 6 月 19 日 本件第 1 回審査会 (通算第 32 回審査会)	○ 実施機関から不開示理由の聴取等を行った。 ○ 審議を行った。
平成 20 年 7 月 31 日 本件第 2 回審査会 (通算第 33 回審査会)	○ 審議を行った。
平成 20 年 8 月 25 日 本件第 3 回審査会 (通算第 34 回審査会)	○ 審議を行った。 ○ 答申の案文検討を行った。
平成 20 年 9 月 16 日 本件第 4 回審査会 (通算第 35 回審査会)	○ 審議を行った。 ○ 答申を確定した。

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	所属、団体名	備 考
いしだ ひでじろう 石 田 榮仁郎	近畿大学教授	会長
おがた けんし 緒 方 賢 史	弁護士	
かなたに しげき 金 谷 重 樹	摂南大学教授	会長職務代理者
たなか ひろよし 田 中 啓 義	弁護士	
みむら えいこ 三 村 英 子	弁護士	